

政治資金監査契約書

平成 年 月 日

委嘱者

受嘱者

収入 印紙 貼付 欄	
---------------------	--

収入印紙は印紙税法第2条による。

本契約書は各葉に契印すること。

政治資金監査契約書

委嘱者〇〇と受嘱者〇〇は政治資金規正法（以下「法」という。）に定める政治資金監査業務（以下「本業務」という。）につき、以下のとおり契約するものとする。

第1条（政治資金監査の目的）

受嘱者は、委嘱者の会計責任者が法第12条第1項又は第17条第1項の規定に従い作成した報告書並びに当該報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書について本業務を行うとともに、その結果に基づき政治資金監査報告書を作成し、委嘱者に提出する。

- 2 本業務は、委嘱者が管理すべき会計帳簿等の書類が保存されているかどうか、それらの書面の支出の記載が整合的かどうかを、外形的・定型的に確認する業務である。
- 3 本業務は、政治資金の使途の妥当性を評価するものではない。

第2条（政治資金監査業務の内容）

受嘱者は、法第19条の13第2項の規定により政治資金適正化委員会が定める政治資金監査に関する具体的な指針（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき、以下の事項について本業務を実施する。

- (1) 会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書が保存されていること。
- (2) 会計帳簿には当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載されており、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていること。
- (3) 法第12条第1項又は第17条第1項の報告書は、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書に基づいて支出の状況が表示されていること。
- (4) 領収書等を徴し難かった支出の明細書等は、会計帳簿に基づいて記載されていること。

第3条（政治資金監査の対象期間）

本業務の対象となる期間は以下のとおりである。

- (1) 委嘱者の会計責任者が、法第12条第1項に基づき報告書を作成する場合
平成××年1月1日から平成××年12月31日まで
- (2) 委嘱者の会計責任者が、法第17条第1項に基づき報告書を作成する場合

平成××年1月1日から委嘱者が解散し、又は政治団体でなくなった日まで

第4条（本業務の体制及び本業務を受ける体制）

（1）委嘱者側

会計責任者 ○ ○ ○ ○（連絡先：地位：資格等）

担当者 ○ ○ ○ ○（連絡先：地位：資格等）

（2）受嘱者側

登録政治資金監査人 ○ ○ ○ ○（連絡先：地位：資格等）

業務従事者 ○ ○ ○ ○（連絡先：地位：資格等）

第5条（実施の時期、日程及び場所並びに政治資金監査報告書の提出期限）

本業務の実施の時期及び日程は、受嘱者の申し出に従い、別途協議する。

- 2 本業務の実施場所は、政治資金監査マニュアルに基づき委嘱者の主たる事務所とする。

××県×××市××××××××××

なお、委嘱者の事情等により、本業務の実施場所を委嘱者の主たる事務所以外とすることとなった場合は、別途協議する。

- 3 受嘱者は、平成20年総務省令第142号に定める様式に基づき政治資金監査報告書を作成し、委嘱者に対し以下の期限までに提出するものとする。

（1）本契約書第3条第1号に定める場合 平成××年×月×日

（2）本契約書第3条第2号に定める場合 委嘱者が解散し、又は政治団体でなくなった日から××日

第6条（政治資金監査報告書の利用の制限）

受嘱者が委嘱者に提出する政治資金監査報告書は、法第19条の14に従い、委嘱者の会計責任者が法第12条第1項又は第17条第1項の報告書を提出するときに併せて提出する目的に限り有効である。したがって、受嘱者の政治資金監査報告書は、他のいかなる目的にも使用してはならない。

第7条（保証の有無）

受嘱者が実施する本業務は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して行われる監査手続とは異なるものであり、国会議員関係政治団体の収支報告書や会計帳簿等の適正性・適法性について、政治資金監査報告書において意見表明を行うものではない。

（注）政治資金監査契約書のひな型の解説の（6）参照

第8条（委嘱者の責任）

委嘱者は、受嘱者が効率的かつ適切に本業務を実施できるよう受嘱者に全面的に協力する。

- 2 委嘱者は、法の定めるところに従い、会計事務及び支出手続を行い、会計帳簿等を作成しなければならない。
- 3 委嘱者は、受嘱者に対し、本契約書第3条に定める本業務の対象期間の会計帳簿に記載された支出に係るすべての領収書その他の支出を証すべき書面を提出しなければならない。これらの書面が保存されていない支出については、これらの書面に代えて領収書等を徴し難かった支出の明細書又は領収書等忘失等一覧表を作成して提出しなければならない。
- 4 委嘱者は、受嘱者の本業務が円滑に行われるために、以下のとおり受嘱者に協力するものとする。
 - (1) 会計帳簿や領収書等を複数の事務所において管理している場合には、本契約書第5条第2項に定める本業務の実施場所に集約すること。
 - (2) 領収書等を支出項目及び年月日順に整理するなど、本業務を受ける体制を整備すること。
- 5 委嘱者は、受嘱者からの書面又は口頭による質問に対しては遅滞なく真実を回答しなければならない。
- 6 受嘱者が政治資金監査マニュアルに従い実施する委嘱者の会計責任者等に対するヒアリングは、会計責任者本人が出席しなければならない。

第9条（受嘱者の責任）

受嘱者は、政治資金監査マニュアルに基づき本業務を行い、政治資金監査報告書を作成し、委嘱者へ提出する責任を有する。

- 2 受嘱者は、本契約書第5条第1項に定める本業務の実施の時期までに、政治資金適正化委員会が行う政治資金監査に関する研修を修了しなければならない。
- 3 受嘱者は、本業務を遂行する上で使用人等を使用する場合には、指揮命令系統、業務分担等を明らかにした上で、使用人等にも政治資金規正法上の秘密保持義務が課されることを周知徹底し、適切な指示及び監督を行わなければならない。

第10条（秘密保持義務）

受嘱者は、法の規定により、正当な理由がなく、本業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。使用人その他の従業者又はこれらの者であった者についても同様であることとする。

第11条（報酬の額及び支払の時期）

本業務に係る報酬の額は、〇〇〇円（別途消費税）とする。

- 2 支払の期限は、前項に定める額の2分の1について本契約締結後1か月以内、残りの額について政治資金監査報告書の提出後1か月以内とし、支払の方法は、受嘱者が指定する預金口座に送金する方法によることとする。
- 3 本業務に係る業務量が本契約に際して見積もった業務量を超えた場合には、受嘱者は第1項の報酬の額の増額を申し出ることができるものとし、この場合には双方誠意をもって協議するものとする。ただし、業務量の増加の原因が、もっぱら受嘱者の側にあるときはその限りでない。

第12条（経費の負担）

受嘱者が本業務を実施するために必要な交通費、宿泊費等の経費は委嘱者の負担とする。

第13条（契約の解除）

次の各号に該当する場合、受嘱者は委嘱者に対し、何らの催告をすることなく本契約を直ちに解除することができる。この場合において、委嘱者は、本業務着手前においては既に支払った報酬の返還を要求せず、本業務着手後においては本契約書第11条第1項の報酬の全額を受嘱者に支払うものとする。

- (1) 委嘱者の責めに基づき本業務の実施が不可能になった場合
 - (2) 委嘱者の会計責任者又は担当者が受嘱者の業務遂行に誠実に対応しない場合など、信頼関係が著しく損なわれた場合
- 2 受嘱者の責めに基づき本業務の実施が不可能になったときは、委嘱者は本契約を解除することができる。この場合において、受嘱者は、既に受領した報酬を委嘱者に返還するものとする。
 - 3 委嘱者及び受嘱者の責めに帰すことができない事由等により本契約の履行が不可能となったときは、本契約は終了するものとし、報酬の取扱いについては双方協議の上決定又は解決するものとする。

第14条（損害の賠償）

受嘱者の故意である場合を除き、本契約に関連して発生した、受嘱者の委嘱者に対する賠償責任の限度額は、本契約書第11条の報酬の額に限定されるものとする。

第15条（合意管轄）

本契約に関する訴訟については、委嘱者の主たる事務所を管轄する裁判所において取り扱うものとする。

第16条（その他）

本契約に定めのない事項又はその解釈に疑義が生じた事項については、双方誠意をもって協議して解決するものとする。

本契約締結の証として本契約書2通を作成し当事者各1通を保有する。

平成××年×月×日

委嘱者 東京都〇〇区〇〇町××番××号
国会議員関係政治団体 ○ ○ ○ ○
代 表 者 ○ ○ ○ ○ 印

受嘱者 東京都〇〇区〇〇町××番××号
登録政治資金監査人 ○ ○ ○ ○ 印
登 録 番 号 第 ○ ○ ○ ○ 号

政治資金監査契約書のひな型の解説

政治資金適正化委員会が定める政治資金監査に関する具体的な指針（以下「政治資金監査マニュアル」という。）によれば、登録政治資金監査人は円滑に政治資金監査を行うため、書面により政治資金監査契約を締結することとされている。以下、契約書の作成に当たっての留意事項を説明する。

(1) 政治資金監査契約の締結の時期

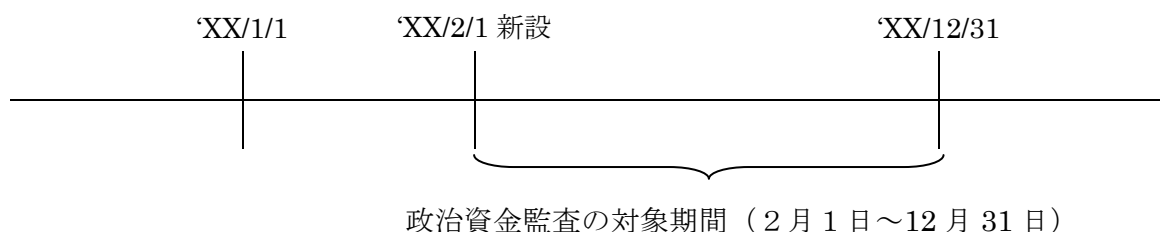
政治資金監査マニュアルにおいて、政治資金監査契約の締結は、政治資金監査対象期間の開始前又は途中であっても差し支えないものとされている。

(2) 政治資金監査の対象期間

通常、政治資金監査の対象期間は1月1日から同年12月31日までとなるが、年の途中で新設、解散又は政治団体の区分に異動があった場合は以下の取扱いとなる。

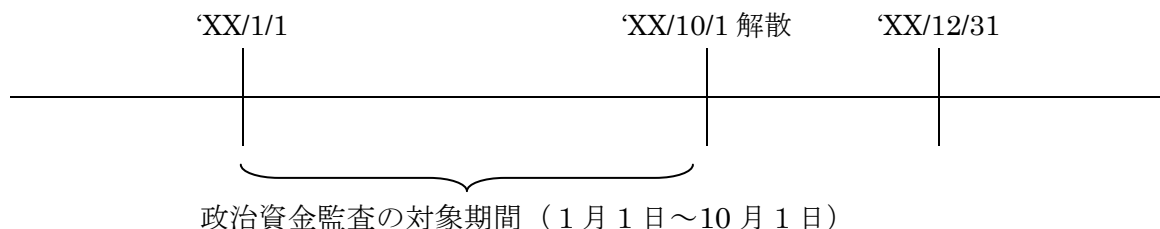
① 新設

例えば、2月1日に国会議員関係政治団体を新設した場合、法第6条第1項に規定される届出の日（2月1日）から同年12月31日となる。



② 解散

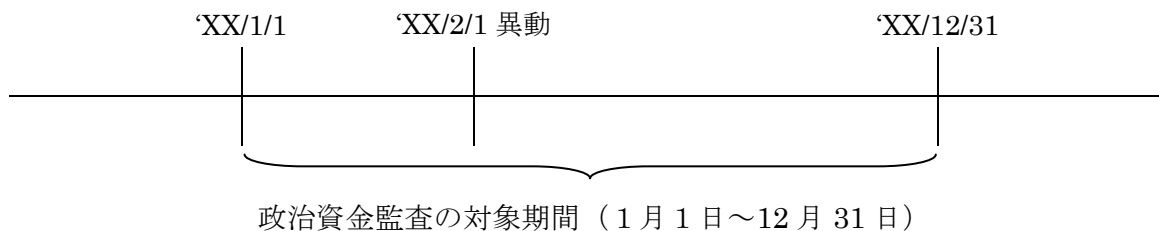
例えば、10月1日に国会議員関係政治団体を解散した場合、同年1月1日から解散のあった日（同年10月1日）となる。



③ 区分異動

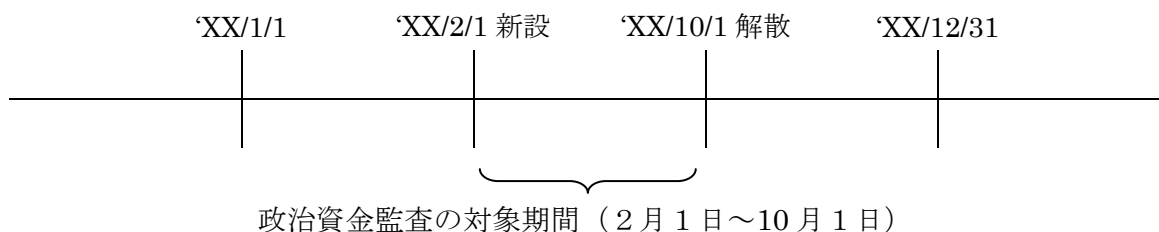
例えば、2月1日に国会議員関係政治団体以外の政治団体が国会議員関係政治

団体に異動した場合、同年1月1日から同年12月31日となる。



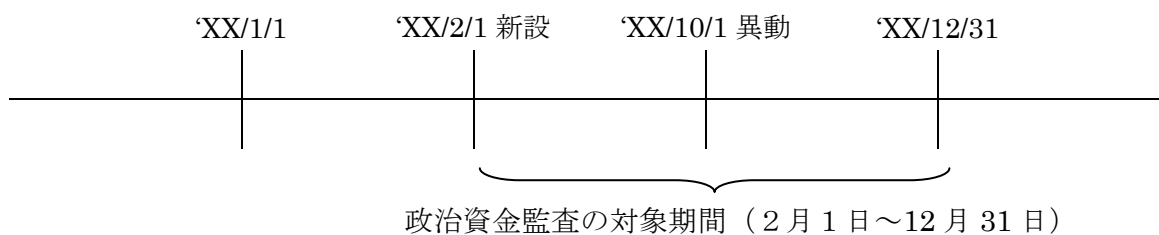
④ 新設・解散

例えば、2月1日に国会議員関係政治団体を新設し、同年10月1日に解散した場合、法第6条第1項に規定される届出の日（2月1日）から解散のあった日（同年10月1日）となる。



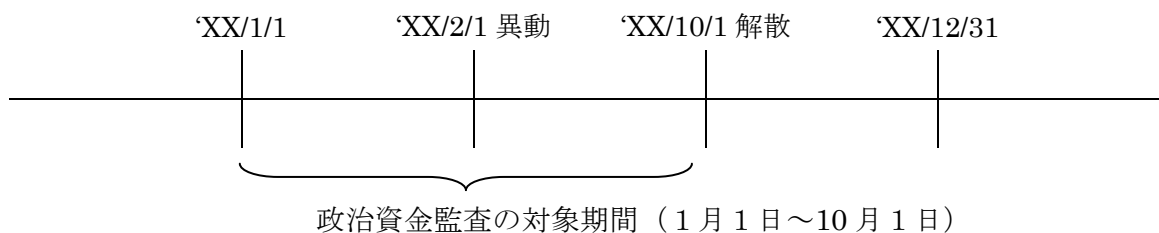
⑤ 新設・区分異動

例えば、2月1日に国会議員関係政治団体を新設し、同年10月1日に国会議員関係政治団体以外の政治団体に異動した場合、法第6条第1項に規定される届出の日（2月1日）から同年12月31日となる。



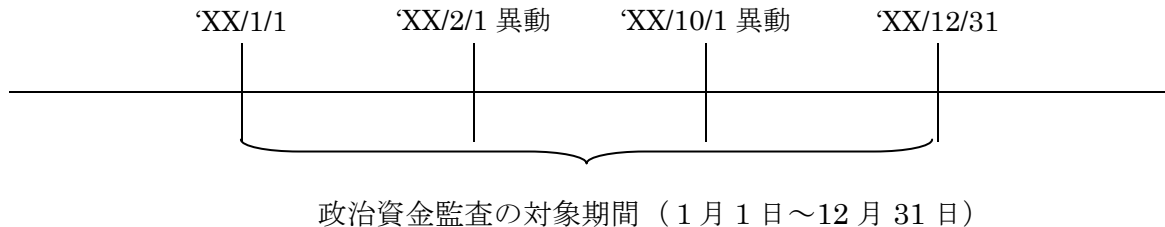
⑥ 区分異動・解散

例えば、2月1日に国会議員関係政治団体以外の政治団体が国会議員関係政治団体へ異動し、同年10月1日に解散した場合、同年1月1日から解散のあった日（同年10月1日）となる。



⑦ 区分異動・区分異動

例えば、2月1日に国会議員関係政治団体以外の政治団体が国会議員関係政治団体へ異動し、同年10月1日に国会議員関係政治団体以外の政治団体へ再び異動した場合、同年1月1日から同年12月31日となる。



(3) 政治資金監査報告書の提出期限

通常、委嘱者の会計責任者が法第12条第1項の規定に基づき収支報告書を作成する場合、12月31日から5か月以内に同収支報告書を都道府県の選挙管理委員会又は総務大臣に提出しなければならないこととされている。

また、委嘱者が解散し、又は政治団体でなくなったときに、委嘱者の会計責任者が法第17条第1項の規定に基づき収支報告書を提出する場合、解散し、又は政治団体でなくなった日から60日以内に同収支報告書を都道府県の選挙管理委員会又は総務大臣に提出しなければならないこととされている。

いずれの場合においても、政治資金監査報告書を収支報告書に併せて提出しなければならないこととされていることから、本契約書第5条第3項における政治資金監査報告書の提出期限は、本契約書第5条第1項の本業務の実施の時期及び日程が十分に確保できるよう留意するとともに、上述の期限を越えない範囲で定める必要がある。

(4) 法第19条の28第2項における「使用人その他の従業者」の対象範囲並びに「業務従事者」及び「使用人等」との関係

法第19条の28第2項における「使用人その他の従業者」は、登録政治資金監査人の指揮・監督の下、政治資金監査業務に従事する者をいい、雇用契約の有無を含め、その他の特段の条件、資格を要するものではない。登録政治資金監査人の事務所で雇用されている職員であっても、政治資金監査の業務を補助していない者であれば、法上の「使用人その他の従業者」に含まれないことから、直接の秘密保持義務の対象範囲外となる。ただし、国会議員関係政治団体の事務所において政治資金監査に従事していない者であっても、例えば、国会議員関係政治団体から提出された資料等をコピーするなど、国会議員関係政治団体の秘密に触れる機会がある者であれば、法上の「使用人その他の従業者」に該当する。

なお、政治資金適正化委員会が定めた政治資金監査マニュアルでは、「業務従事者」

及び「使用人等」を、法第19条の28第2項における「使用人その他の従業者」と同一の者として定められていることに留意する必要がある。

(5) 契約書第5条第2項で委嘱者の主たる事務所以外の場所を記載する場合に留意すべき事項

政治資金監査マニュアルでは、政治資金監査は原則として委嘱者の主たる事務所で行うこととされている。しかしながら、政治資金監査マニュアルで定められた例示のとおり、やむを得ず主たる事務所で行わないこととされた場合は、その理由を明らかにした上で政治資金監査の実施場所を政治資金監査報告書において明示する必要がある。

(6) 契約書第7条の記載について

契約書第7条（保証の有無）は、「公認会計士は、他人の求めに応じ報酬を得て、財務書類の監査又は証明をすることを業とする。（公認会計士法第2条第1項）」と定められていることにかんがみ、本業務が、一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して行われる監査手続とは異なるものであることを確認的に記載しているものである。したがって、公認会計士以外の者が受嘱者である場合においては、必ずしも本条項を記載する必用はないことに留意する。

(7) 報酬の額の積算方法

報酬の額は、以下の方法に基づいて見積もることが考えられるので、見積方法に応じて本契約書ひな型を適宜修正する必要がある。

① 総額見積方法

② 委嘱者の支出の規模、領収書等の枚数や整理状況に応じて予定執務日数又は予定執務時間数を見積もり、請求報酬単価を乗じた金額を報酬の額とする方法

(8) 政治資金監査業務に関連した指導・助言契約の取扱い

政治資金監査マニュアルでは、円滑な政治資金監査を行う上で必要がある場合には、政治資金監査対象年の開始前又は年の途中において、必要な助言等を行うため、政治資金監査の事前準備として、領収書等の整理・保存状況を確認する予備的契約や、領収書等の整理方法を指導・助言する契約を締結することも差し支えないものとされていることから、政治資金監査業務と指導・助言業務は同時提供できるものと解される。

これら指導・助言業務は政治資金監査業務ではないことから、当該指導・助言業務を政治資金監査契約に重ねて締結する場合には、その業務内容に応じて、本契約書ひな型とは別に契約書を作成する必要がある。

以 上